

越監告示第 16 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 4 月 3 月 30 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

行政管理課 令和 3 年 12 月 14 日（火）～12 月 16 日（木）

2 措置状況

表 題	施設改修工事について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>市内の安全衛生委員会が応急処置が必要と判断した白山小学校給食室等改修について、(款)教育費で執行すべきものを財務課の(款)総務費(庁舎管理事業費)予算の配当替えにて対応工事を執行した。</p> <p>同委員会は、労働安全衛生法に基づき意見を述べる機関であり、安全配慮義務は所管課にあること、また、地方自治法第 216 条により、歳出科目は、その行政目的に従って区分しなければならないことから、適切な予算執行に改められたい。</p>
措置の内容	<p>令和 4 年度から、安全衛生委員会での職場巡視により、応急措置が必要と判断した場合の施設改修工事は、安全配慮義務のある所管課において対応することとします。</p>